（第９条関係　雛型）

教職員等教材著作物に関する著作権譲渡契約書

　国立大学法人群馬大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第９条第２項に規定する著作権の譲渡について，次のとおり決定したので，契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（権利の特定）

第１条　本契約の対象とする権利は，乙が，甲に譲渡することを　　　　年　　月　　日付で申し出た下記名称の教材著作物等（以下「本教材著作物等」という。）に係るすべての著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）とする。

本教材著作物等の名称：

（権利の譲渡）

第２条　前条に規定する権利については，　　　　年　　月　　日をもって，（期間限定の場合：　　　　年　　月　　日から甲を退職する日まで，）本契約により，乙から甲に譲渡するものとする。

　（有償の場合：２　甲は，【本教材著作物等の対価として，本契約締結時に●円を支払い，かつ，】本教材著作物等の使用ないし利用又は第三者への使用ないし利用許諾により利益を得たとき，当該利益から必要経費を控除し，残額の　　%を補償金として、乙に支払うものとする。ただし、甲は、乙の第5条に定める義務の懈怠その他の乙の責めに帰すべき事由により乙と連絡が取れず又は支払が困難となった場合、当該補償金支払義務を免れるものとする。

（支払方法）

第●条　甲は、乙に対し、前条の補償金を、以下の乙から指定された銀行口座に振り込む方法にて支払うものとする。

銀行名：

支店名：

口座名義人：

口座番号：

２　甲は、本契約締結日の属する月の末日から●か月ごとに、当該期間に甲に生じた前項の利益、必要経費及びその内訳並びに乙に支払うべき補償金（次項に定めにより前期から繰り越された補償金を含む。）を、当該期間満了後30日以内に、乙に対し書面にて報告するものとする。

３　甲は、乙に対し、前項の報告日の属する月の翌月末日までに、第●項に定める補償金を支払うものとする。ただし、当該報告した乙に支払うべき補償金が1万円に満たない場合は、その支払いを次期に繰り越すものとし、当該繰り越した補償金と当期に生じた補償金の累計額が1万円以上になった場合に、本項本文に従って当該補償金を支払うものとする。）

（著作者人格権の不行使）

第３条　乙は，甲又は甲の指定する第三者の本教材著作物等の利用に関して、著作権法第１８条から第２０条までに規定する著作者人格権の行使をしないものとする。

（甲の義務）

第４条　甲は，本契約により譲渡された権利に関しては，自らの費用と責任において，管理及び活用を行うものとする。

（乙の義務）

第５条　乙は，本契約記載の乙の連絡先（有償の場合：及び支払先）が変更となった場合、甲に届け出るものとし、甲を退職後も同様とする。

（保証）

第６条　乙は甲に対し、本教材著作物等が第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないことを保証する。

２　本教材著作物等により権利侵害等の問題を生じ、その結果甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙は、その責任と負担においてこれを処理する。

（協議）

第７条　甲及び乙は，本契約に規定していない事項が発生し，又は本契約の規定に疑義を生じたときは，信義誠実の原則に従って協議の上，これを解決するものとする。

本契約締結の証として，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保管する。

　　（元号）　年　　月　　日

甲　　群馬県前橋市荒牧町四丁目２番地

　　　国立大学法人群馬大学分任契約担当役

　　　総合情報メディアセンター長

〇　〇　〇　〇

乙　　住所

　　　氏名　　　　　　○　○　　○　○

　　　連絡先

　　　TEL：

　　　メールアドレス：